

視察・研修報告書

| | |
|--|------------------|
| 視察・研修先 | 自治体議会研究所 |
| 日 時 | 2024/5/21/13:30～ |
| 場 所 | 心のふるさと館 中2階学習室 |
| テーマ | 議員の資質の向上と議会力の向上 |
| 対応者 (講師) | 自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏 |
| 概 要 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算は、承認するものではなく、定めるもの。 ・議員提案条例は一部会派ではなく チーム議会で共有するべきである。 ・議会基本条例も、一度作って終わりではなく、定期的、もしくは必要に応じて変えていかなければならない。 ・二元代表制の実践のために、住民の議会モニターや附属機関の設置も検討するべきである。(項目は仕事ぶり、基本条例、報酬など) ・良い一般質問を議員間討議の後、議会提案条例にしていかなければならない。 ・専門性の強い議案は参考人を委員会に招致するべきである。 ・通年議会に移行するために定例会年2回長期制で慣らしていく。 (通年議会のメリットは、議会を議決機関ではなく、議事機関にする時間をとることにある) ・議会は首長と同じ船に乗ってはならないのは、もちろんのこと、チーム議会は、事務局もふくまれる。 ・市長をコントロールするのは議会である。 (議会が、機能しているかのチェックポイントとして、専決処分が増えてないかどうかで判断できる。) | |
| 所 感 | |
| <p>総じて要約としては以下の2点で集約できると考える。</p> <p>① 議会は議決機関だけというわけではなく、本質は議事機関である。</p> <p>② 磨いて力をつけるべきは、議員力ではなく議会力である。</p> <p>上記2点の本質を見失うと段々に二元代表制が薄れていく危険があるのは確かだと思われる。</p> | |
| -作成者 井福 - | |